

藤沢市立学校の管理運営に関する規則の一部改正について
藤沢市立学校の管理運営に関する規則の一部を次のように改正する。

2008年（平成20年）5月23日提出

藤沢市教育委員会

教育長 小野 晴 弘

1 改正する規則

別紙のとおり

2 施行期日

公布の日

提案理由

この議案を提出したのは、学校教育法改正に伴い藤沢市立学校において、主幹教諭を置くことができることになったことから、藤沢市立学校の組織編成等に関する規定を変更する必要がある。

参 考

神奈川県立高等学校の管理運営に関する規則（昭和36年4月1日神奈川県教育委員会規則第4号）新旧対照表（案）

藤沢市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年5月 日

藤沢市教育委員会

委員長 鈴木 紳 一 郎

藤沢市教育委員会規則第 号

藤沢市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

藤沢市立学校の管理運営に関する規則（昭和35年藤沢市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第14条を次のように改める。

（総括教諭）

第14条 学校に、総括教諭を置き、主幹教諭をもって充てる。ただし、特別の事情がある場合には、総括教諭を置かないことができる。

2 総括教諭は、教諭、養護教諭又は栄養教諭のうちから任命権者が任命する。

3 総括教諭は、児童・生徒の教育、養護又は栄養の指導及び管理をつかさどり、校長の監督を受け、次に掲げる職務を行う。

(1) 校長及び教頭の学校運営の補佐に関すること。

(2) グループの統括に関すること。

(3) 教諭等の職務遂行能力の向上に関すること。

4 教育委員会は、前項各号に掲げるもののほか、総括教諭に特定の職務を行わせることができる。

第15条を削除する。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の藤沢市立学校の管理運営に関する規則の規定は平成20年4月1日から適用する。

藤沢市立学校の管理運営に関する規則 新旧対照表

新	旧
<p>第 5 章 組織編制等</p> <p>(総括教諭)</p> <p>第 14 条 学校に、総括教諭を置き、<u>主幹教諭をもって充てる。</u>ただし、特別の事情がある場合には、総括教諭を置かないことができる。</p> <p>2 総括教諭は、教諭、養護教諭又は<u>栄養教諭のうちから任命権者が任命する。</u></p> <p>3 総括教諭は、<u>児童・生徒の教育、養護又は栄養の指導及び管理をつかさどり、</u>校長の監督を受け、次に掲げる職務を行う。</p> <p>(1)校長及び教頭の学校運営の補佐に関すること。</p> <p>(2)グループの統括に関すること。</p> <p>(3)教諭等の職務遂行能力の向上に関すること。</p> <p>4 教育委員会は、前項各号に掲げるもののほか、総括教諭に特定の職務を行わせることができる。</p> <p>第 15 条 削除</p>	<p>第 5 章 組織編制等</p> <p>(総括教諭)</p> <p>第 14 条 学校に、総括教諭を置く。ただし、特別の事情がある場合には、総括教諭を置かないことができる。</p> <p>2 総括教諭は、教諭又は養護教諭をもって充てる。</p> <p>3 総括教諭は、校長の監督を受け、次に掲げる職務を行う。</p> <p>(1)校長及び教頭の学校運営の補佐に関すること。</p> <p>(2)グループの統括に関すること。</p> <p>(3)教諭等の職務遂行能力の向上に関すること。</p> <p>4 教育委員会は、前項各号に掲げるもののほか、総括教諭に特定の職務を行わせることができる。</p> <p>第 15 条 <u>学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号。以下「施行規則」という。）第 44 条第 1 項に規定する教務主任及び学年主任，施行規則第 45 条第 1 項に規定する保健主事，施行規則第 70 条第 1 項に規定する生徒指導主事並びに施行規則第 71 条第 1 項に規定する進路指導主事は、総括教諭をもって充てる。</u></p>

神奈川県立高等学校の管理運営に関する規則（昭和36年4月1日神奈川県教育委員会規則第4号）新旧対照表（案）

（適用日；平成20年4月1日）

改 正	現 行
<p>（総括教諭）</p> <p>第20条 高等学校に、総括教諭を置き、<u>主幹教諭をもつて充てる。</u></p> <p>2 総括教諭は、<u>教諭又は養護教諭のうちから、</u>教育委員会が任命する。（※1）</p> <p>（削除）</p> <p>3 総括教諭は、<u>生徒の教育又は養護をつかさどり、</u>校長の監督を受け、次に掲げる職務を行う。（※2）</p> <p>(1) 校長、副校長及び教頭の学校運営の補佐に関すること。</p> <p>(2) グループの統括に関すること。</p> <p>(3) 教諭等の職務遂行能力の向上に関すること。</p> <p>4 教育委員会は、前項各号に掲げるもののほか、総括教諭に特定の職務を行わせることができる。</p> <p>栄養教諭を配置する小学校、中学校及び特別支援学校を置く教育委員会については</p> <p>※1「<u>教諭、養護教諭又は栄養教諭のうちから、</u>」</p> <p>※2「<u>児童・生徒の教育、養護又は栄養の指導及び管理をつかさどり、</u>」となる。</p> <p>第21条 削除</p>	<p>（総括教諭）</p> <p>第20条 高等学校に、総括教諭を置<u>く。</u></p> <p>2 総括教諭は、<u>教育委員会</u>が任命する。</p> <p>3 <u>総括教諭は、教諭又は養護教諭をもつて充てる。</u></p> <p>4 総括教諭は、<u>校長の監督を受け、次に掲げる職務を行う。</u></p> <p>(1) 校長、副校長及び教頭の学校運営の補佐に関すること。</p> <p>(2) グループの統括に関すること。</p> <p>(3) 教諭等の職務遂行能力の向上に関すること。</p> <p>5 教育委員会は、前項各号に掲げるもののほか、総括教諭に特定の職務を行わせることができる。</p> <p>第21条 <u>施行規則第56条の2第1項に規定する学科主任及び農場長並びに施行規則第65条第1項で準用する施行規則第22条の3第1項に規定する教務主任及び学年主任、施行規則第22条の4第1項に規定する保健主事、施行規則第52条の2第1項に規定する生徒指導主事並びに施行規則第52条の3第1項に規定する進路指導主事は、総括教諭をもつて充てる。</u></p>